

動向

ニュージーランド・アーカイブズ・記録協会 2007 年度大会に参加して

**Report on the Archives and Records Association of New Zealand (ARANZ) 2007
Conference**

古賀 崇

Takashi KOGA

所属：国立情報学研究所 情報社会相関研究系

(Information and Society Research Division, National Institute of Informatics)

1. はじめに

ニュージーランド・アーカイブズ・記録協会（Archives and Records Association of New Zealand: ARANZ）は 1976 年創立の比較的若いアーカイブズ関連団体であるが、2007 年 7 月 12 日～14 日に、オークランド大学にて 2007 年度大会を開催した。今回、筆者はこの大会にて研究発表を行う機会を得たので、本誌の誌面を借りてこの大会の模様を報告したい。

2. 発表までの経緯と筆者による発表

もともと、筆者自身は、小川千代子氏（国際資料研究所、本学会会員）との共同研究「国際連合における記録管理・アーカイブズの現状に関する調査研究」¹について発表の機会を得るべく、ちょうど日程面で都合がつく ARANZ の大会に発表を申し込んだ。すると、大会の事務局より、「この機会に日本のアーカイブズの事情について紹介して頂けないか」という申し出があり、引き受けることとした。よって、筆者はこの大会において「日本のアーカイブズの事情」「国際連合の記録管理・アーカイブズ」と 2 件の発表を行った。さらに、今回の大会参加に際しては、オークランド市、オークランド市公文書館、ニュージーランド航空の 3 機関より、渡航費、大会参加費、滞在費の援助を受けることができた（ただし、後述するウェリントン訪問については援助対象外）。なお、小川氏は今回の大会には参加していない。

筆者の発表内容等は以下の通りである。

2.1 日本のアーカイブズをめぐる諸事情の概要（‘Overview of Archives and Archival Issues in Japan’, 7 月 13 日発表）

この発表では、筆者の既発表論文²の内容も踏まえつつ、以下に分けて日本のアーカイブズの事情を紹介した。

- ・アーカイブズの歴史：正倉院以来の伝統、明治期以降の問題、戦後の「近代的アーカイブズ」設立（山口県文書館、国立公文書館など）、公文書館法
- ・アーカイブズ機関の現状：国立公文書館の現状、地方での文書館の設置状況
- ・デジタル・アーカイブズ：国立公文書館のアジア歴史資料センター、デジタルアーカイブ、デジタルギャラリー
- ・アーカイブズをめぐる政策状況：内閣府の懇談会・研究会、総合研究開発機構（NIRA）

での「公文書管理法研究会」

- ・アーカイブズ学の進展：日本アーカイブズ学会の設立、翻訳論文集『入門・アーカイブズの世界』出版など
- ・今後の課題：アーキビストの教育と専門職認定を大きな課題として挙げた。

この発表に対しては聴衆から多くの意見や質問が寄せられた。いくつか挙げると「日本では 8 世紀の正倉院建立以来のアーカイブズの伝統があるというが、現在アーカイブズが遅れをとっているのはなぜか」「アーカイブズに移管されるべき資料の閲覧に対してはどのような障害があるか」「日本は国際的に活躍する多くの大企業を有しているが、そこでの歴史的資料はどうなっているか」といったものである。発表の後も、大会会期中に多くの人々から日本の動向について話を求められ、参加者の関心の高さをうかがうことができた。

2.2 国際機関における DIRKS 方法論の適用：国際連合の場合（‘Implementation of the DIRKS Methodology by International Organizations: The Case of the United Nations’、小川千代子氏と共著、7 月 14 日発表）

これは前述の共同研究の成果のうち、DIRKS（Designing and Implementing Recordkeeping）³と呼ばれる、オーストラリアで発案された記録管理・レコードキーピング実施のための方法論が国際連合においてどのように適用されているかを論じたものである。特に、平和維持活動（PKO）において、業務と記録管理とを結びつけた独自の「分類表（taxonomy）」が用いられていることなどを強調した。隣国で発案された方法論ということもあり、筆者が発表の際確認したところ聴衆の多くはDIRKSのことを知っていた。また、Bruce Symondson氏（ワイタケレ市アーキビスト）からは、「DIRKSは記録管理の方法論というよりプロジェクト・マネジメントの方法論と言うべきものだが、国連に限らず概してDIRKSは細部にこだわり過ぎるきらいがある」とのコメントを頂いた。

3. 大会発表等に見るニュージーランドのアーカイブズ・記録管理の動向

【ここに表 1、写真 1～3 を挿入】

3.1 公文書館法制定 50 周年

今回の大会プログラムの概要については表 1 に掲げているが、大会の統一テーマは「あ

れから 50 年…我々はどこまで到達したか (Fifty Years On...How far have we come?)」であった。これは、1957 年にニュージーランドで公文書館法 (Archives Act) が成立し、国立公文書館 (National Archives, 現在の名称はArchives New Zealand) が発足して以来、2007 年で 50 年を迎えた、ということに由来する。そこで大会の最初にはDianne Macaskill 現公文書館長が、50 年を振り返る基調講演を行った⁴。この講演では国立公文書館の草創期以来の関係者のインタビューを音声で披露するなど、趣向が凝られたものであった。また、現代のアーカイブズを理論・実践の両面で開拓したTheodore R. Schellenbergが、ニュージーランド国立公文書館開設にあたって影響力を発揮したことが紹介された (写真 1)。

国立公文書館による大会会場内の展示スペースでは、公文書館法成立後のニュージーランドにおけるアーカイブの歴史について、往時の写真を添えた年表も展示された (写真 3)。

3.2 公的記録法制定

一方、ニュージーランドのアーカイブズ・記録管理の領域における近年で最大の出来事は、2005 年に上記の公文書館法を改訂し、新たに「公的記録法 (Public Records Act)」が制定されたことである。この公的記録法は全部で 67 条から成り、内容は大きく分けて「本法律の目的と主要な政府機関等 (国立公文書館、同館長、後述する文書館評議会などについて規定)」「レコードキープिंगにおける要件」「一般の人々による記録へのアクセス」「評価選別の過程とその他の要件」の 4 つから成る⁵。もともと、ニュージーランド国立公文書館は 2003 年より「Continuum」⁶という名で政府の記録管理・「レコードキープिंग」改善のための政策・ガイドラインをひとまとめにして提示してきたが、公的記録法は政府の記録管理・「レコードキープिंग」に対する国立公文書館の関与をいっそう強めるものと言える。なお、後述のように筆者はARANZ大会後にウェリントンの国立公文書館を訪れたが、そこでの記録管理担当スタッフによると、公的記録法の適用対象は政府内の各部局のみならず、「国有企業 (State-Owned Enterprises)」と呼ばれる独立採算制の組織や、政府と取引のある民間企業にまで及ぶという⁷。

今回のARANZ大会では、公的記録法制定を推進したMichael Cullen副首相が開会講演を行った。Cullen氏は 1980 年代より自ら公文書館法改正案に携わったことにも触れつつ、文書館の意義のひとつはニュージーランドのアイデンティティの確立にあること、また現在の労働党政権のもとで 2000 年に国立公文書館が独立した政府機関となり権限が強化されたことの重要性などを説いた⁸。

また、今回のARANZ大会ならびに地方政府分科会（Local Government Special Interest Group）では、ニュージーランド国立公文書館のStephen Clarke氏らが講演し、同文書館において公的記録法の規定を実行に移すための標準（standard）の策定に力を入れていることを強調した。具体的には、記録のデジタル化、記録のメタデータ、記録の作成と管理、記録の保存という領域において標準策定作業を進めているという。とりわけ、記録のメタデータについては、国際標準ISO 23081-1⁹、ならびに公的記録法に定められた要件に対応するための標準策定を目指しており、今年秋に国立公文書館より原案を提示する予定である。また、公的記録法に定められた、政府のレコードキープिंगに対する監査の手続についても、国立公文書館において検討しているところだという。

公的記録法において、政府への諮問機関である「文書館評議会（Archives Council）」の制定が定められ、2006年8月に結成されたことも特筆されよう。これは英国での同種の評議会を模したものであり、国立公文書館の業務を担当する大臣¹⁰に対して、政府のレコードキープिंगやアーカイブズに関する事項について助言することを目的とする。この大会では、同評議会の委員であるRachel Lilburn氏（ウェリントン・ヴィクトリア大学講師）ら3名より、同評議会の概要や今後の方針について報告があった。

3.3 文書館、図書館、美術館、博物館の連携

今回のARANZ大会では、文書館、図書館、美術館、博物館の連携を意識する取り組みも確認された。この点については、2人の論者を海外から招いて講演を開いたことからうかがえる。

まず、2000年に英国で政府諮問機関として結成された「博物館・図書館・文書館協議会（Museums, Libraries and Archives Council: MLA）」¹¹の東ミッドランド（East Midlands）分科会会長を務めるHelen Forde氏は、英国における「遺産（heritage）」に注目を当てた連携活動を紹介した。ここでは、博物館・図書館・文書館等におけるリーダー育成活動や、「遺産」をめぐる活動がどれだけの経済効果を産出したかの検証などが、MLAの枠の中で実施されていることが紹介された。もっとも、現状では博物館、図書館に関する活動が先行しており、文書館が前面に出る活動はMLAの中では少ない、とも付け加えられた。

また、2004年にオーストラリア・アデレードにて設立され、同国における文書館、図書館、美術館、博物館等の「コレクション」について連携を促進する団体である「Collection

Council Australia」のMargaret Birtley事務局長も、同団体の活動を紹介した。現在取り組んでいる活動としては、教育用の出版物やウェブサイトの提供、「ブルーシールド・オーストラリア国内委員会」¹²事務局運営などがある。今後はオーストラリア国内での「コレクション」の現状調査、「コレクション」をめぐる活動に対する標準策定などに取り組みたいとしている。

さらに、ニュージーランドにおけるアーカイブズ活動においても、こうした連携が認められた。例えば、今回の大会においては、オークランド市の文書館・図書館・美術館における保存・修復活動を参加者がひとまとめに見学できる機会があり、筆者もそれに参加した。そこでは、オークランド市公文書館はオークランド市立図書館と同じ建物内にあり、地下の書庫も共有していること。また、書籍および文書の保存・修復についても業務を共有していること（業務の一部は外部に委託）。さらに、図書館・文書館のすぐ近くにある市立美術館（Auckland Art Gallery）でも図書館・文書館と協力しての保存・修復活動が成されている、という点を確認することができた。ほか、今回の参加者・発表者には図書館関係者が多く、日本と比べると館を横断した連携が意識されていることが感じられた。

3.4 その他

今回の大会では様々なテーマや活動に関する発表に接することができた。以下にいくつか例を挙げておく。

- ・オークランド市立図書館における、パフォーミング・アーツ（演劇、ダンスなど）関連の資料の収集・整理：解散した劇場や団体の資料を図書館が収集し整理する、という取り組みが定着しつつあるようであった。
- ・オタゴ大学（ダニーデン）における、マオリ（先住民）の文書に関するマオリ語を用いた整理：マオリ語の解読に際しては、同大学におけるマオリ語専攻の学生に協力を仰ぐ、という取り組みが成されていた。
- ・ニュージーランド国会で扱われる法案についてのレコードキーピングのしくみ
- ・ニュージーランド統計局（Statistics New Zealand）における統計記録の評価選別
- ・オーストラリア国立図書館の一部を成す Alexander Turnbull Library（主に個人文書の収集・整理を担当）におけるデジタル図書館活動

4. 追加訪問先にて

[ここに写真 4 を挿入]

今回の ARANZ 大会終了後、筆者はウェリントンを訪れ、7 月 16 日に短時間ながら国立公文書館を訪問した。ここでは公的記録法や関連する基準などについて詳しい話を聞くことができたが、公文書館のスタッフからは、1990 年代における政府の「民営化」により政府各機関に対する統制が弱まり、政府の「レコードキーピング」のしくみもここで一旦崩壊した、との説明があった（上述の ARANZ 大会における Macaskill 館長の基調講演においても「1990 年代が国立公文書館にとって一番の危機だった」との発言があった）。半現用記録保管のための「レコード・センター（中間書庫）」が 1962 年にウェリントンとオークランドに開設されたものの、記録保管を担当する民間企業との競争のために 1990 年代にいずれも閉鎖された、という説明もあり、これも「レコードキーピング」の崩壊のあらわれのひとつといえるだろう。さらに 1990 年代には記録の電子化が進行し、これも国立公文書館の活動を危機に陥れた、という説明も成された。現在では、各機関に対する統制を取り戻そうという動きが政府の中で生じており、その動きの中に 2005 年の公的記録法制定が位置づけられる、というのが公文書館のスタッフの見方であった。

筆者はこれとあわせて、ウェリントン・ヴィクトリア大学にも訪問したが、ここでは「情報管理学部（School of Information Management）」の中に図書館学・アーカイブズ学・記録管理学の修士課程が位置づけられていること、またインターネットを活用した遠隔教育（E ラーニング）のしくみが確立していることを確認できた。同大学の関係者（Rowena Cullen 准教授、Brenda Chawner 講師）からは、公的記録法制定により記録管理学教育への需要が増加するのではないか、との意見もあった。

5. おわりに

今回、筆者は初めてニュージーランドを訪れ、同国におけるアーカイブズ（文書館）、記録管理、「レコードキーピング」の実情を垣間見ることができた。その中で最も印象的だったのは、やはり「公的記録法」の制定であるが、これも上述したような 1990 年代の危機を乗り越えての成果である、という点は強調しておくべきだろう。また、公的記録法が今後いかなる形で運用されていくか、各政府機関や政府と取引のある民間企業にとってどのよ

うな課題が認識されるか、という点についても今後注視すべきものと思われる。

さらに、ニュージーランドでは様々な領域においてアーカイブズや記録管理・レコードキーピングが浸透していることも、今回の ARANZ 大会参加を通じて実感できた。本稿では紙面の都合もあり、より細かい論点を提示できないのが残念であるが、別の機会に詳しい考察ができれば、と考えている。

今回の ARANZ 大会では発表に際して多くの方々よりご支援を賜った。また大会期間中ならびにウェリントン滞在中にニュージーランドの多くの関係者と直接話げできたのは貴重な機会であった。今回のニュージーランド滞在中にお世話になった皆様、とりわけ大会実行委員長として様々な点でご配慮下さった Sarah Padey 氏（オークランド市公文書館）に、厚く御礼申し上げる。また、急な依頼にもかかわらず国立公文書館訪問について便宜を図って下さった Stephen Clarke 氏にも謝意を捧げたい。

注

¹ これは平成 18 年度国立情報学研究所共同研究として、同研究所から研究費の援助を受けていることを明記しておく。この研究については 2007 年度も継続して実施している。

² Koga, Takashi, 'Government Information and Roles of Libraries and Archives: Recent Policy Issues in Japan', *Progress in Informatics*, no.1, 2005, pp. 47-58. Also available at http://www.nii.ac.jp/pi/n1/1_47.pdf (accessed 2007-07-31); Koga, Takashi, 'Innovation beyond Institutions: New Projects and Challenges for Government Information Service Institutions in Japan', A paper for the World Library and Information Congress: 71st IFLA General Conference and Council (Government Libraries Section), Oslo, Norway, Aug. 15, 2005. Available at <http://www.ifla.org/IV/ifla71/papers/069e-Koga.pdf> (accessed 2007-07-31).

³ DIRKS 方法論については以下を参照。中島康比古「レコードキーピングの理論と実践：レコード・コンティニュームと DIRKS 方法論」、『レコード・マネジメント』51 号、2006 年、3-24 頁。キム・イクハン「DIRKS-Manual の実用的適用」、『記録学研究』（韓国記録学会）日本語版 1 号、2004 年、156-199 頁（『レコード・マネジメント』53 号、2007 年、28-60 頁に再録）。

⁴ この講演は以下の通りウェブで閲覧可能。Macaskill, Dianne, 'Fifty Years of National Archives', ARANZ 2007 Conference Keynote Speech, July 13, 2007. Available at <http://www.archives.govt.nz/docs/pdfs/ARANZKeyNoteSpeech.pdf> (accessed 2007-07-31).

⁵ 公的記録法の全文は、「LegislationNZ」というニュージーランド政府上の法律データベースで閲覧可能。Public Records Act 2005 040. Available at <http://www.knowledge-basket.co.nz/gpacts/public/text/2005/an/040.html> (accessed 2007-07-31).

⁶ Archives New Zealand, "Continuum - Create and Maintain". <http://www.archives.govt.nz/continuum/> (accessed 2007-07-31). なかでも、'Recordkeeping Publications' のページ<

<http://www.archives.govt.nz/continuum/rkpublications.php>>では、政府の「レコードキーピング」のための説明用パンフレットやガイドラインなどが“Continuum Resource Kit”として公開されている。

⁷ ニュージーランドは 1980 年代から 90 年代にかけて積極的な「政府活動の民営化」を行ったことで知られ、日本の「行政改革」においても度々参照されてきた。それゆえ、どのような種類の組織が政府の組織と言えるか、日本の状況と比べると分かりづらくなっている。ニュージーランドの「民営化」の現状を論じた例として、以下を参照。近藤真「ニュージーランド行政革命の現在」、『都市問題研究』58 巻 11 号、2006 年、17-28 頁。平井文三「ニュージーランドのマネジメント改革の新次元」、『季刊行政管理研究』116 号、2006 年、55-68 頁。なお、後述のように、こうした「民営化」はニュージーランド政府における「レコードキーピング」ならびに国立公文書館の活動を危機に陥らせたという。

⁸ Cullen 副首相の開会講演は以下の通りウェブ上で閲覧可能。Cullen, Michael, 'Fifty Years On, How Far Have We Come?', Press Release by New Zealand Government, July 13, 2007. Available at http://www.aranz.org.nz/Site/events/Conferences/cullen_press_release_2007.aspx (accessed 2007-07-31).

⁹ 正式名称は以下の通り。ISO 23081-1:2006 'Information and documentation -- Records management processes -- Metadata for records -- Part 1: Principles. なお、これに関連する TS (Technical Specification : 技術仕様書) として、2007 年 7 月に ISO/TS 23081-2 が発布された。

¹⁰ ニュージーランドの大臣は日本とは異なり、ひとつの省庁をひとりの大臣が代表するというしくみとはなっていない。その代わり、ひとりの大臣が複数の政策領域を担当する、というしくみをとっている。実際には、文書館評議会結成時より本稿執筆時点までは Judith Tizard 氏が国立公文書館担当大臣を務めているが、同氏は国立図書館担当、消費者問題担当などを大臣として兼任している。

¹¹ 日本においては図書館界の中に、政策諮問機関としての MLA に対して関心を寄せる動きが見られる。例として以下を参照。須賀千絵「英国の公共図書館政策への批判と提言」、『カレントアウェアネス』285 号、2005 年、12-14 頁。以下でも閲覧可。

<http://www.dap.ndl.go.jp/ca/modules/ca/item.php?itemid=1000> (参照 2007-07-31)。また MLA 構築の背景については以下も参照されたい。アリスティア・ブラック、デーブ・マディマン (根本彰、三浦太郎訳) 『コミュニティのための図書館』、東京大学出版会、2005 年、272 頁。なお、2006 年 10 月に学習院大学で開催された「第 2 回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議」では、Michal Cook 氏 (英国リバプール大学) がアーカイブズの領域に焦点を当てて MLA の動向を論じている。Cook, Michael, 'Advancing into the Unknown: New Issues in ARM Education in the UK', *Proceedings of the Second Asia-Pacific Conference for Archival Educators and Trainers* (Professional Seminar), Tokyo, Japan, 2006, pp. 144-149.

¹² 「ブルーシールド」とは、1954 年の「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」(ハーグ条約) による保護対象を示す標識である。武力紛争や自然災害などからの文化財保護のために、国際文書館評議会 (ICA)、国際博物館会議 (ICOM)、国際記念物遺跡会議 (ICOMOS)、国際図書館連盟 (IFLA) から成る「ブルーシールド国際委員会 (International Committee of the Blue Shield)」が 1996 年に結成され、また現在 20 弱の国において「ブルーシールド国内委員会」が設立されている。「ブルーシールド」をめぐる活動の詳細は以下を参照。コリン・コッホ編集・翻訳 (国立国会図書館日本語訳) 『ブルーシールド: 危険に瀕する文化遺産の保護のために』、日本図書館協会、2007、103 頁。

表 1：大会プログラム

7月12日（木）

- ・午前：見学会（筆者はオークランド市公文書館・市立図書館・市立美術館における保存活動の見学に参加）
- ・午後：分科会会合（筆者は地方政府分科会に参加）

7月13日（金）

- ・開会講演：Michael Cullen 副首相
- ・基調講演：Dianne Macaskill ニュージーランド国立公文書館長
- ・その他研究発表、講演等
- ・夕方（発表等終了後）：ARANZ 総会
- ・夜：懇親会

7月14日（土）

- ・基調講演：Helen Ford 英国博物館・図書館・文書館協議会 東ミッドランド分科会会長
- ・基調講演：Margaret Birtley オーストラリア・コレクション協議会事務局長
- ・その他研究発表、講演等
- ・閉会式、次回大会（2008年8月、ダニーデン）案内

写真 1 : Dianne Macaskill ニュージーランド国立公文書館長による基調講演 (7 月 13 日) より。画面は 1954 年の写真で、左はニュージーランド自治領文書館 (Dominion Archives) の責任者だった Michael Standish (のち初代国立公文書館長)、右は国立公文書館設立にあたり助言した Theodore R. Schellenberg (当時オーストラリアに滞在)。この写真は大会配布資料の表紙にも用いられた。



写真 2 : ARANZ 大会での聴衆の様様



写真 3 : 国立公文書館の展示ブースに掲げられた、同図書館の 50 年史の年表



写真 4：ニュージーランド国立公文書館・ウェリントン本館。国会ほか政府機関が集中する一角にあり、国立図書館もすぐ近くにある。

